

韓国における企業向けFTA利用促進政策の現状と日本への示唆¹

東京国際大学商学部准教授・ERINA 共同研究員 宋俊憲

杏林大学総合政策学部准教授・ERINA 共同研究員 久野新

I. はじめに

環太平洋経済連携協定(TPP)、東アジア地域包括的経済連携(RCEP)、あるいは日EU経済連携協定など、日本は現在メガFTA交渉に積極的に取り組んでいる。他方、FTAの潜在的なユーザーがその利用方法や経営戦略上の価値を正しく理解していない場合、あるいは利用時に無視できない取引コストに直面する場合、FTAの利用は進まず、そこから得られる貿易拡大効果やその他の経済的利益の規模も限定的なものとなる。FTAの利用に際して企業が直面する取引コストの例としては原産地規則の遵守コストがあげられるが、それ以前の問題として、FTAの利用方法や効果に関する情報を探索・理解するためのコスト、とりわけFTA特恵関税制度を利用した場合に達成可能な節税額を正確に把握するためのコストなどもこれに該当する。

2014年における日本のFTA利用率の状況を確認してみると、輸入サイドの利用率は42.2%と比較的高く、かつ近年上昇傾向にある。他方、輸出サイドの利用率は29.9%に留まっており、政策的にユーザーを拡大させる余地がまだ残されているように思われる²。また、FTAを利用していない企業が「利用しない主な理由」としてあげた理由のうち、「FTAの制度や手続きを知らないため」を選択した企業の割合は大企業(11.2%)との比較において中小企業(24.3%)において顕著に高く、とりわけ中小企業によるFTAの活用をさらに促進するための方策についても検討が望まれている。こうした課題が徐々に明らかになるにつれ、近年、日本においても「発効したFTAの利用者の裾野をいかに広げるか」という政策課題に関する議論が開始されている。たとえば平成26年版通商白書では、FTAの利用促進に関する特集がはじめて生まれ、FTA関連情報を十分に入手・把握できないことにより潜在的なユーザーがFTAを利用できてい

ない可能性について指摘がなされた³。

そこで本稿では、かつて日本と同様にFTA利用率の低迷の問題に直面しながらもFTA利用促進政策を網羅的かつ迅速に展開し、利用率向上という意味において一定の成果をあげた韓国の取り組み事例を紹介し、日本への政策的示唆を提示する。本稿で論ずる「FTAの利用促進政策」とは、FTAの潜在的ユーザーが直面しうる各種取引コストを軽減させるための政策パッケージを指している。後述するとおり、韓国政府はとりわけ輸出サイドのFTA利用率向上を重要政策課題として位置づけ、2010年7月の『成長動力創出のためのFTA活用支援総合対策』、2013年6月の『中小企業のFTA活用促進のための総合対策』、および2014年5月の『FTA成果点検および活用内実化方案』においてFTA利用促進のための施策を立案、実施してきた。また、FTA戦略の全体像を描いた「新政府の新通商ロードマップ」(2013年6月)および「新FTA推進戦略」(2015年4月)では、FTA利用促進に関する具体的な政策目標が設定されている。こうした一連の政策パッケージにおいては、省庁間および中央・地方政府間で連携をとりつつ、企業の規模別、FTA利用ステータス別、産業別の支援策が提供され、韓国におけるFTA利用率は極めて高い水準にまで上昇している。また近年は、輸出企業と輸入国税関との間で生じうる通関時のトラブルを事前に回避するための制度、あるいは輸出企業が原産地証明書を取得する際に書類の提供などで協力している下請け企業の負担軽減を目的とした制度の実施にも力を入れている。このように韓国におけるFTA利用促進政策は、新規利用企業を量的に拡大させて利用率の向上を目指すだけのフェーズから、利用経験のある企業やその周辺企業がさらに安心してFTAを活用できるようにするための環境構築を目指すためのフェーズへと移行しつつある。

¹ 本研究はJSPS科研費(25380352)の助成を受けている。本稿の執筆にあたり、韓国の産業通商資源部、関税庁、FTA貿易総合支援センター、京畿道地域FTA活用支援センター、大韓商工会議所、韓国繊維輸出入組合の方々から貴重なコメントや資料を頂いた。ここに記して感謝の意を表したい。

² 日本貿易振興機構(2015)「2014年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」61頁。なお、同アンケートにおける利用率は、日本との間でFTAが発効済みである主要国および地域のいずれかの1つ以上と輸出又は輸入を行っている企業数(2014年は1,797社)の中で、特恵税率を利用している企業の割合と定義されている。なお、日本が締結したFTAの規定は、関税分野のみならずサービス貿易や知的財産権の分野など多岐にわたっているが、本稿ではFTAの物品貿易の側面、すなわちFTAにおける特恵関税の利用問題に焦点をあてて論ずる。

³ 経済産業省(2014)『平成26年版通商白書』289頁。

表 1. 韓国のFTA利用率

(単位：%)

FTA	2012年		2013年		2014年(9月迄)	
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
チリ	75.4	97.9	78.9	98.5	80.7	97.6
EFTA	84.9	61.9	80.3	41.8	81.2	41.0
ASEAN	34.8	72.5	36.4	74.1	38.8	72.6
インド	36.5	53.9	43.2	61.4	56.6	68.7
EU	84.0	67.6	85.6	68.6	85.5	67.4
ペルー	77.8	92.0	91.9	97.9	89.7	89.3
米国	69.4	63.7	77.0	68.3	76.3	65.7
トルコ	-	-	69.4	69.4	71.7	64.2

注：1) ASEANへの輸出におけるFTA利用率は、シンガポールを除いて算出された。

2) 輸入におけるFTA利用率は、課税保留を除いて算出された。

出所：関税庁・国際原産地情報院(2014)「FTA貿易レポート」第9号、203頁

本稿の構成は次のとおりである。第二節では韓国におけるFTA利用率の状況を概観し、つづく第三節では同国政府が導入した一連のFTA利用促進政策の詳細について整理を試みる。第四節では、結語として韓国の政策をめぐる総括をおこなったうえで、日本に対していくつかの政策的な示唆を提示する。

II. 韓国におけるFTA利用率の状況

チリとの間で初めてのFTAを締結した2003年2月以降、韓国は積極的にFTAネットワークを構築してきており、2015年8月現在、12の国と地域(チリ、シンガポール、EFTA、ASEAN、インド、EU、ペルー、米国、トルコ、豪州、カナダ)との間でFTAを発効させ、また4カ国(コロンビア、ニュージーランド、ベトナム、中国)との間でFTAの署名に至っている。その結果、韓国の貿易総額に占めるFTA締結相手国との貿易の割合は2010年から2014年にかけて15.7%から41.3%にまで上昇した⁴。これに韓国最大の貿易相手国である中国とのFTAを含めた場合、その割合は62.94%に達する⁵。

制度としてのFTAネットワークが量的・質的な発展を遂げるにつれて、韓国では実際にFTAを利用する貿易企業の数も大幅に増えたほか、FTAの効果に対する企業の認識や評価も高まっている。たとえば、韓国貿易協会の国際貿易研究院が実施したアンケート調査によると、回答企業(1,000社)の60.6%がFTAを利用した経験があると回答しており、(単純比較は出来ないものの)前述の日本における利用率よりも高い水準となっている。また、利用企業の79.2%がFTAの経済的効果を楽しんでいると回答してお

り、具体的な利用メリットとしては輸出拡大・費用節減・売上増加(47.7%)、有利なビジネス環境の創出(20.7%)、企業の認知度向上など間接的な効果(15.6%)、新規取引先の開拓(9.7%)などが認識されている⁶。韓国政府が発表した公式の統計においても、輸出サイドの平均FTA利用率は2014年に69%に、輸入サイドの平均FTA利用率も2013年に69%に達している⁷。ただし、韓国政府によるFTA利用率の定義は、FTA特惠関税が利用可能な品目の輸出(輸入)総額のうち実際にFTA特惠関税を利用して行われた輸出(輸入)額の割合である。すなわち、韓国のFTA利用率は企業数ベースでは約6割、FTA特惠関税が利用可能な品目に限定した場合の貿易額ベースでも全FTA平均で約7割にまで到達しているのである。

次に、FTA別の利用率を確認しておく(表1)。2014年9月時点での輸出サイドの利用率に注目すると、ペルー(89.3%)、EU(85.5%)、EFTA(81.2%)、チリ(80.7%)とのFTAが80%以上の高い水準を実現している一方、ASEAN(38.3%)やインド(56.6%)とのFTAは低水準に留まっている。輸入サイドの利用率は、チリ(97.6%)とのFTAが最も高く、続いてペルー(89.7%)、ASEAN(72.6%)、インド(68.7%)、EU(67.4%)、米国(65.7%)の順となっている。またFTA利用率は、とりわけ輸出サイドにおいて上昇傾向のFTAが多いことも確認できる。

FTA利用企業の「絶対数」に着目すると、数のうえでは輸出サイドよりも輸入サイドに利用企業が多いこと、およびFTA別にみると、EU、米国、ASEANとのFTAの利用企業が多い(表2)⁸。具体的には、2012年に韓EU・FTAを利用した輸出企業と輸入企業の数はいずれも7,514社と26,937社(大企業

⁴ 産業通商資源部報道資料(2015年4月30日)。

⁵ 産業通商資源部「韓・中FTA仮署名参考資料」(2015年2月)2頁。

⁶ ミョン・ジンホ他(2014)「貿易業界が見た韓国のFTA 10年」Trade Focus(第13巻20号)韓国貿易協会国際貿易研究院、4頁。

⁷ 産業通商資源部報道資料(2015年3月13日)および関税庁報道資料(2014年2月25日)。

⁸ 関税庁・国際原産地情報院(2013)「FTA貿易レポート」第1号、84-85頁。

表2. FTA利用企業数

(2012年、単位：社)

FTA	輸出		輸入	
	大手企業	中小企業	大手企業	中小企業
チリ	12	165	39	675
EFTA	43	770	100	2,901
ASEAN	121	3,607	123	8,678
インド	57	564	58	2,070
EU	177	7,337	344	26,593
ペルー	45	516	6	206
米国	175	7,041	297	18,812

出所：関税庁・国際原産地情報院(2013)「FTA貿易レポート」第1号、84-85頁

表3. 企業規模別のFTA利用率(輸出)

(2013年11月、単位：%)

	チリ	EFTA	ASEAN	インド	EU	ペルー	米国	トルコ
大手企業	82.7	95.6	57.7	48.9	84.3	98.1	84.5	73.1
中小企業	70.6	67.9	29.6	35.4	76.4	56.3	69.2	66.6

出所：関税庁報道資料(2013年12月24日)

表4. 産業別のFTA利用率(輸出)

(2013年1～9月、単位：%)

FTA	農林水産物	鉱産物	化学工業製品	ゴム・革製品	繊維類	生活用品	鉄鋼金属製品	機械類	電子電気製品	雑製品
チリ	29.9	97.6	77.0	84.8	61.0	18.1	62.9	82.6	54.9	46.3
EFTA	81.1	90.1	84.9	68.9	73.6	59.8	67.2	86.6	51.5	60.4
ASEAN	22.4	53.3	57.9	28.2	13.3	9.6	75.0	30.1	8.2	10.7
インド	10.3	1.6	65.1	51.3	12.6	3.8	87.7	15.1	19.3	12.9
EU	52.7	57.1	75.5	90.7	86.6	85.3	70.8	89.6	76.0	77.4
ペルー	11.7	100.0	39.4	52.6	56.4	67.2	51.2	97.6	97.0	4.8
米国	53.0	85.6	71.6	83.2	71.9	67.4	78.5	81.2	61.4	65.0
全体	38.7	65.3	67.0	76.3	50.5	56.7	78.2	73.8	50.2	46.9

出所：関税庁・国際原産地情報院(2013)「FTA貿易レポート」第3号、94頁

と中小企業の双方を含む)、韓米FTAを利用した輸出入企業数はそれぞれ7,216社と19,109社であり、多くの企業がFTA特恵関税を実際に利用していることがうかがえる。

次に、企業規模別のFTA利用状況を確認しておく。絶対数で見ると中小企業のユーザーが多いが(表2)、利用率に注目すると韓国でもすべてのFTAにおいて中小企業が大企業を下回っている(表3)。同様の傾向は、前述の韓国貿易協会のアンケート調査においても確認することができ、FTAの利用実績のある貿易企業の割合は年間売上高100億ウォン以上の企業で71.7%であったのに対して、100億ウォン未満の企業については56.5%にとどまっていた。なお、中小企業による利用率もFTAごとに格差が生じており、たとえば韓ASEAN・FTAの場合は29.6%に留まっているものの、韓EU・FTAの場合は76.4%と極めて高い利用率を実現している(表3)。

最後に、産業別にFTA利用率を確認しておく(表4)。2013年における輸出サイドの統計によると、FTA横断的に「鉄鋼・金属製品」の利用率(78.2%)が高く、続いて「ゴムおよび革製品」(76.3%)、「機械類」(73.8%)、「化学工業製品」(67%)の順となっている。一方、「農林水産物」における利用率は38.7%と低いほか、「雑製品」(46.9%)、「電子・電気製

品」(50.2%)、「繊維類」(50.5%)等の分野においてもFTA利用率は相対的に低い。

III. 韓国政府のFTA利用促進政策

本節では、韓国政府が実施した3つのFTA利用促進政策、すなわち2010年7月の『成長動力創出のためのFTA活用支援総合対策』、2013年6月の『中小企業のFTA活用促進のための総合対策』、および2014年5月の『FTA成果点検および活用内実化方案』に関する概要について整理を試みる。また、韓国における省庁再編に伴うFTA所管部署の変更が当該政策の方向性や実施に与えた影響についても指摘を行う。

1. 2010年のFTA活用支援総合対策

韓国で最初のFTA利用促進政策は2010年7月、企画財政部主導で策定された。当時は外交通商部の通商交渉本部がFTA交渉を含むすべての通商交渉を担当する一方、FTA関連の各種国内対策は企画財政部内のFTA国内対策本部が担当するという分業体制が構築されていた。韓EU・FTA発効を目前に控えていた当時、企画財政部は低調なFTA利用率の向上を目的とし、他の関連部署と共同で『成長動力創出のためのFTA活用支援総合対策』(2010年7月

表5. FTA対策(2010年)の主要内容

課 題	施 策	内 容
制度改善	原産地証明書発給の簡素化	・原産地立証書類提出の省略 ・申請書様式の統一
	認定輸出者の指定拡大	・認定輸出者の早期指定 ・関係省庁の協力
情報提供の拡大	FTA総合支援ポータルサイトの改編	・FTA利用に関するQ&Aサービスの追加 ・ウェブ講座コンテンツの追加制作
	FTA特惠税率適用品目の確認	・相手国HS番号との連携システム構築 ・FTA特惠税率適用の自動通知システム構築
	国内説明会の充実	・地域・業種別、企業実務家向け、中小企業向け、農産品・食品輸出企業向け、韓EU・FTA向けの説明会開催
	統合貿易情報システム構築	・FTA締結国の統合貿易情報システム構築
企業の利用能力向上	専門コンサルティング	・中小企業に対するコンサルティング実施
	人材育成	・FTA実務家向けの教育課程運営 ・FTA別および産業別の実務マニュアル配布 ・大学にFTA講座開設・支援
	原産地管理プログラムの普及	・原産地管理システムのダウンロード実施 ・原産地管理システムの運営主体変更
対外協力・広報の強化	FTA履行・追加自由化の協議	・履行協力の推進 ・追加自由化の協議推進
	FTA相手国税関職員の教育	・ASEAN税関職員の研修プログラム実施 ・途上国税関職員の研修プログラム実施 ・原産地検証のMOU締結 ・税関職の派遣および税関行政組織の拡大検討
	相手国企業への取り組み	・海外見本市で広報資料配布 ・海外バイヤー向けの広報媒体に広告 ・海外バイヤー向けの現地説明会
	国内企業への広報	・広告やドキュメンタリーの制作 ・成功事例発表会の開催 ・FTA博覧会の開催
支援体制の整備	政策協議・調整の強化	・FTA活用支援政策協議会の活性化
	地域FTA活用支援センター	・地域FTA活用支援センターの設置

出所：韓国政府資料より著者作成

19日、以降「FTA対策」を策定したのであった。同対策では、2011年までにFTA利用基盤を構築すること、および2013年までにFTA利用率を先進国の水準⁹に引き上げることが目標として設定された。具体的に推進すべき政策課題としては、制度改善、情報提供拡大、企業の利用能力向上、対外協力と広報強化、および支援体制整備の5つの項目が挙げられ、それぞれの課題解決のために多様な施策が実施された(表5)。無論、企画財政部およびその傘下の関税庁が重要な役割を担うことになり、全38施策のうち33の施策が両機関により担当されることとなった。以下、2010年のFTA対策で導入された主要な施策について概観しておく。

(1) 原産地証明書の発給申請手続きの簡素化

FTA対策が策定された1カ月前の2010年6月に実施された企画財政部の調査によると、企業のFTA利用を阻害する最も大きな要因として「原産地証明書の取得に係る手続きの煩雑さ」が挙げられていた。そこでFTA対策では、制度改善の一環として、企業が原産地証明書を取得する際に求

められる書類の省略・簡略化が実施され、企業負担の軽減が目指された¹⁰。たとえば輸出企業は、輸出品目と輸出先が従前と同じであれば、原産地証明発給を申請する際に証拠書類の提出義務が一部免除されることとなった。また、従来は税関と商工会議所においてそれぞれ異なる発給申請書が使用されていたが、申請書様式が統一化されることとなった。(2) FTA関連情報提供の拡大と貿易企業向けアラートシステムの導入

次に、情報提供拡大の取り組みとして、FTA相手国のHS番号や輸入税率等を簡単に照会できるシステム、およびFTA特惠税率適用品目の自動通知システムが構築された。とりわけ最も細かい桁数のHS番号は各国で標準化されていないため、韓国企業がFTA締結相手国のHS番号や関税率を迅速かつ確実に把握することは必ずしも容易でない。またHS番号に関する正確な情報提供は、輸出先税関における原産地証明書の不受理や通関トラブルを防止するうえで非常に重要である。こうした課題を解決すべく、現在では関

⁹ ここでは参加国のFTA利用率が80%を上回るNAFTAの事例が示された。

¹⁰ 韓国のFTA別原産地証明制度を見ると、シンガポール、ASEAN、インド、ペルー（発効後5年間）とのFTAでは第3者証明制度が、その他のFTA（チリ、EFTA、EU、ペルー、トルコ、米国）では自己証明制度が採用されている。

税庁のFTAポータルサイト「Yes, FTA」および後述するFTA貿易総合支援センターのウェブサイト上において、貿易企業がFTA別に相手国と韓国の特恵税率や原産地認定基準に関する情報を容易に検索・確認することが可能となった。

また、韓国関税庁は独自の取り組みとして、FTA特恵関税適用品目の自動通知システムを開発し、輸出時に有利なFTA特恵税率が適用され得ることを輸出申告者に対して自動的に知らせるサービスを提供しはじめている。韓国ではすでに、各FTAの特恵税率および原産地決定基準等の情報はすべてデータベース化され、関税庁の電子通関システム(UNI-PASS)と連動している。輸出企業が関税庁のEDIを使って輸出の申告を行うと、当該輸出品目のMFN税率・FTA特恵税率・原産地決定基準等の情報がポップアップ形式で自動的に通知される仕組みが導入されたのである。輸出企業は、簡単かつ即座にMFN税率とFTA特恵税率が比較可能であり、今後FTAを利用した場合の節減効果も実感できるのである。

(3) 原産地管理システムの開発と普及

企業の利用能力向上のための施策としては、企業が輸出品目の原産地を容易に管理するためのシステムの開発と普及に力点がおかれた。例えば、関税庁が開発したFTA-PASSは、原産地認定・証明書発給・書類保管等の原産地管理業務が電子的に処理されるソリューションとして、クラウド型(<https://www.ftapass.or.kr>)とPCインストール型¹¹の2種類が無料で配布された。政府機関に自社情報が開示されることを懸念する企業を配慮し、現在ではFTA-PASSの運営主体が関税庁から国際原産地情報院¹²に変更されている。また韓国貿易協会が100%出資した韓国貿易情報通信(KTNET)でも、現在FTA-PASSと類似のFTA-Korea(<https://fta.utradehub.or.kr>)が提供されている。

(4) 地域FTA活用支援センターの設置

最後に、FTA利用を支援するための体制整備として、地域FTA活用支援センター(以降「地域FTAセンター」)が設置された。地域FTAセンターでは、中央政府と自治体が協力し、地方の中小企業に対するコンサルティング・説明会開催・教育・情報提供等の支援業務が行われている¹³。各

自治体は、管内のパートナー機関(たとえば商工会議所)を選定し、同機関との協力体制のもと、地域FTAセンターの運営を開始している¹⁴。センターの予算は、各自治体と産業通商支援部により賄われている。

2. 2013年の中小企業向け総合対策

2013年2月の新政権発足に伴い、韓国では同年3月に政府組織が大幅に再編された。特に通商政策の分野では、従来の外交通商部にかわり知識経済部が通商交渉を担当することとなり、名称もそれぞれ外交部と産業通商資源部に変更された。また、FTA関連の国内対策や支援業務についても従来の企画財政部から産業通商資源部に所管がうつり、現在では産業通商資源部傘下の通商条約国内対策委員会¹⁵および同じく産業通商資源部第1次官の下に設置されている貿易投資室がそれぞれの業務を担当している。こうした組織再編の結果、それ以降のFTA利用促進政策の方向性も変わり、特に中小・下請け企業に対する支援策の強化に重点が置かれることとなった。

政府組織の再編から3カ月後の2013年6月、中小企業によるFTA利用率が相対的に低い状況を踏まえ、産業通商資源部は『中小企業のFTA活用促進のための総合対策』(以降「FTA総合対策」)を策定・発表した。当時行われた韓国政府の調査によると、中小企業のFTA利用率が大企業のそれと比較して相対的に低いことに加えて、輸出企業との比較において下請け企業がFTAを戦略的に利用するインセンティブが小さく、また原産地を管理することの重要性に対する認識が不十分であることも明らかになった。こうした状況に鑑み、FTA総合対策では、利用者目線にたったワンストップ支援体制の構築、および企業のFTA利用ステータスに応じた支援体制の構築が推進戦略として策定された。以下ではその概要を紹介する。

(1) 利用者目線に立ったワンストップ支援体制の構築

利用者目線に立ったワンストップ支援体制の構築では、以下の4つの施策が重点的に取り組まれた。

(ア) 「FTAコールセンター1380」の導入

第一に、FTAの利用をめぐる疑問や苦情について相談するための窓口として、FTA貿易総合支援センター内に

¹¹ FTA-PASSは国際原産地情報院のホームページでダウンロードができる。

¹² 原産地情報院は、政府機関や民間部門に正確な原産地情報を提供し、国益の保護や輸出入企業の発展に寄与することを目的としている(設立根拠法令:関税法第233条の2および関税法施行令第236条の5)。

¹³ 現在、全国に16の地域FTA活用支援センターが設置されている(釜山、大丘、仁川、光州、大田、蔚山、京畿南部、京畿西北部、江原、忠南、忠北、全南、全北、慶南、慶北、済州)。

¹⁴ 多くの自治体が管内の商工会議所をパートナー機関として指定している。

¹⁵ 2014年3月に関連法令の改正により、FTA国内対策委員会の名称が通商条約国内対策委員会に変更された。通商条約国内対策委員会は、産業通商資源部長官が共同委員長を務める。

「FTAコールセンター1380」が導入された。FTA貿易総合支援センター(以降「FTA支援センター」とは、米韓FTA発効に向けてFTA国内支援の司令塔として設置された官民共同組織であり、6つの政府機関(産業通商資源部、企画財政部、安全行政部、農林畜産食品部、関税庁、中小企業庁)と民間機関(韓国貿易協会、KOTRA、大韓商工会議所、韓国産業団地公団、中小企業振興公団、KTNET)によって共同で運営されている。主な業務は、輸出中小企業のFTA利用に必要な支援(原産地規則・FTA特惠関税・書類作成等)に関する教育、相談、コンサルティング、情報提供等)やFTA関連情報発信等である。

FTA利用に関心や疑問がある企業および個人は、1380に電話することでFTA関連の各種情報について専門家から無料でコンサルティングを受けることができる。コールセンターには分野別・協定別の専門家が待機しており、原産地証明書の発給方法をはじめ、品目分類、FTA特惠関税、原産地認定基準、認証輸出者等に関する専門的なアドバイスを得ることができる。電話相談による対応が困難な場合、FTA支援センターの専門家が直接企業を訪問、無料でコンサルティングを提供している。コールセンターは2013年6月24日から本格的な運用を開始、1年間で相談件数が累計10,922件(1日平均45件)に達し、これまでにFTA支援センターの専門家が直接訪問した企業も1,183社にのぼる¹⁶。また、同センターはFTA関連情報を提供するウェブサイト「FTA強国Korea」でも電子掲示板を使った相談サービス(<http://fta.go.kr/main/community/1380>)を提供しており、2015年3月17日時点で1,167件の相談が寄せられている。

(イ)FTA支援センターの組織拡大および地域FTAセンターとの連携強化

第二に、FTA支援センターの組織拡大および地域FTAセンターとの連携強化が模索された。2014年9月時点で、FTA支援センターには約35名のスタッフ(韓国貿易協会職員8名、公務員8名、関連機関職員5~6名、関税士10名、その他事務補助員等)が常住している。スタッフの数は年々増加しており、各地域FTAセンターの専門スタッフを合わせた人数は2013年の24名から2014年には70名に増え、2015年には140名までに増加する予定である。現在、FTA支援センターは、各自治体の地域FTAセンターと協力関係を構築し、関税士の派遣や資料提供等を行っている。

(ウ)FTA活用促進協議会の発足

第三に、FTA利用促進政策の司令塔として「FTA活用促進協議会」を発足させ、関連機関との調整や連携を強化する

ことが決定された。同協議会は、産業通商資源部をはじめとする12の政府機関と12の民間関連機関が参加し、FTA利用促進や輸出拡大に向けた政策立案および調整を行っている。2013年5月24日に開催された第1回の協議会会合では、前述のFTA総合対策の推進が表明された。なお、2010年のFTA対策においても政策調整のための「FTA活用支援政策協議会」が発足、FTA利用促進事業の司令塔としての役割を果たしてきたが、FTA国内対策および支援業務が企画財政部から産業通商資源部に移管されたことにともない、企画財政部主導の「FTA活用支援政策協議会」は産業通商資源部主導のFTA活用促進協議会に継承されたのである。

(エ)FTA利用状況を通商交渉に反映させる体制の確立

最後に、FTAの利用状況を評価し、その結果を将来のFTA履行協議および新たな通商交渉に反映するという方針が示された。2013年の政府組織再編により通商交渉部門が産業通商資源部に移管された背景としては、従来の外交部主導型の通商政策立案では国内産業の現状よりも外交的な考慮が強く働いてしまうことに対する懸念が存在していたことも挙げられる。そこで2013年のFTA総合対策では、通商交渉と国内産業政策との連携強化や融合を目指し、企業のFTA利用状況や利用上の課題をFTA履行協議や通商交渉の場にフィードバックさせることとなった。

(2)企業のFTA利用ステータスに応じた支援策

次に、企業のFTA利用ステータスに応じた利用促進支援策について概観する。現在、韓国政府は、企業のFTA利用状況を初歩段階(FTAを利用するインセンティブが少なく、FTA利用実績もほとんどない状況)、利用準備段階(FTAを利用する意思と実績はあるが、社内体制が十分整っていない状況)、実行段階(FTAを十分利用している状況)の3つに分けたうえで、それぞれ異なる支援策を展開している。

(ア)初歩段階企業への支援策

初歩段階の企業への支援策としては、FTA利用に関する認識の向上を目的とし、経営者に対する教育・研修プログラムの実施や国内下請け企業に対する多様なインセンティブの付与が盛り込まれた。実際、中小企業の経営者の中には、FTA利用についてさほど大きな関心を抱いていない経営者も少なくない。そこで、経営者への啓蒙を目的とし、教育や情報提供の機会を拡大させる一方、FTAのビジネスモデルを発掘し、紹介する事業が実施された。例えば、関税庁は中小企業の経営者向けに季刊誌の『FTA貿易レポート』を配布し、産業通商資源部は関連機関と共同で「FTA活用事例コンテスト」を毎年開催している。さらに国内下請け企業

¹⁶ 韓国貿易協会報道資料(2014年6月24日)。

表6. 原産地検認要請の状況

(単位：件)

	米国 ¹⁾	EU	EFTA	ASEAN	トルコ	合計
2011年	—	41	24	19	—	84
2012年	7	181	10	31	—	229
2013年	84 ²⁾	238	7	45	1	375

注：1)米国の場合は、米国の税関当局が検認を行う際に韓国税関に通報しないため、正確な数値を把握することが難しい。

2)2013年9月時点の推定件数。

出所：関税庁報道資料(2014年6月3日)

への支援として、原産地確認書¹⁷⁾の発給に係る負担を軽減するための第三者証明制度が導入された。この制度は、地域FTAセンター等の第三者が原産地確認書の内容や事実関係を検討・証明することにより、国内下請け企業の原産地管理業務を支援すること、および下請け企業に対する大手輸出企業の過度な情報提供要求を防止することを目的としたものである。従来、大手輸出企業が下請け企業に対して、原産地証明書を取得するうえで必要十分な書類に加え、追加的な証拠書類を過度に要求するケースが生じており、これが零細な国内下請け企業にとって大きな負担となっていた。

(イ) 利用準備段階企業への支援策

利用準備段階の企業への支援策としては、社内FTA関連人材の育成、企業のFTA実務家に対する教育強化、専門家による企業訪問コンサルティングの拡大、原産地管理プログラムの改良および普及拡大などが実施された。FTA人材の育成事業としては、大学での「FTAビジネス修士課程」¹⁸⁾の開設と運営、関税庁が公認した民間専門資格「原産地管理士」の拡大、実業高校に対するFTA教育支援等が挙げられる。企業コンサルティングは、FTA支援センターをはじめ、関税庁、中小企業庁、地域FTAセンター等で行われており、2013年度には計3,211社に対して実施された。原産地管理プログラムの普及も徐々に進み、2013年までにFTA-PASSとFTA-Koreaの利用企業が合計12,036社に達した。他方、原産地管理に関する知識不足やプログラムの利用難易度の問題等が指摘され、中小企業でも容易に使用できるようなExcelと連動したシステムや、ERPシステムとの連携機能も開発されている。

(ウ) 実行段階企業への支援策

実行段階の企業への支援策としては、従来FTAを利用した海外市場開拓への支援に重点が置かれてきたが、輸入国税関による検認(verification)への対応が求められるようになっていた。検認とは、FTA特惠税率の適用が申告された輸入品の原産地認定に間違いがないかを輸入国税関が検

証する制度である。検認の結果、原産地証明に不備や偽造が発覚した場合、企業に一定期間のFTA利用停止や罰金といったペナルティが課される。近年、輸入国税関による検認の要請が増加傾向にあり、特惠税率の適用が認められないことによる輸出企業の損害やそれに起因する通商摩擦が懸念されはじめている。実際、2013年9月の時点で主要FTA締結国からの検認要請は375件にのぼり、とりわけ韓米FTAや韓EU・FTAにおいて相手国税関からの要請が増加している(表6)。こうした状況を踏まえ、2013年3月、韓国貿易協会の中に「FTA事後検証支援センター」が設置されたほか、関税庁も類似の「FTA事後検証相談支援センター」を設置し、運営を開始している。これらのセンターでは、検認に関するセミナーやコンサルティングを提供しているほか、実際に検認が行われている企業には専門家を派遣して資料作成支援等を行っている。

3. 2014年のFTA成果点検および活用内実化方案

韓国政府によるFTA利用促進政策により、中小企業のFTA利用率は徐々に改善し、様々な成功事例も見られるようになった。しかし、韓国政府の調査によれば、多くの企業が利用促進政策の存在を認知しているものの、その詳細な内容については十分把握していないことも明らかになった¹⁹⁾。また、調査対象企業の50%以上の企業が今後FTA利用促進施策を活用する意向があると回答しており、より積極的に広報活動を展開する必要性も確認された。さらに同調査では、下請け企業による自主的なFTA利用インセンティブが依然として小さく、原産地管理能力も不十分であることがわかった。実際、2014年5月時点でFTA利用頻度²⁰⁾を見ると、輸出企業の69.8%に対して、下請け企業は35.7%に過ぎなかった。

そこで韓国政府は、2014年5月に『FTA成果点検および活用内実化方案』(2014年5月29日、以降「FTA活用方案」)

¹⁷⁾ 原産地確認書とは、輸出品の生産に使用される原材料又は最終物品を生産し供給する者が、生産者又は輸出者の要請に従って当該原材料又は最終物品の原産地を確認して作成した書類である。

¹⁸⁾ 現在、全国7つの大学で開設・運営されている(ソウル大学、成均館大学、仁荷大学、忠南大学、慶北大学、釜慶大学、朝鮮大学)。

¹⁹⁾ 産業通商資源部報道資料(2014年5月30日)。

²⁰⁾ 調査対象企業の中で、原産地証明書又は原産地確認書の発給実績がある企業の割合を示す。

を策定、中小企業のFTA利用をさらに促進するための2段階対策を発表した。この「FTA活用方案」は基本的に前年度の「FTA総合対策」を踏襲しながらも、政策広報の強化、業種別支援体制の導入、および(2013年の課題と同様に)企業のFTA利用状況(初歩段階、準備段階、実行段階)に応じた利用促進支援等が推進課題として挙げられた。

(1) FTA利用促進のための広報活動の強化

FTA利用促進のための広報活動の強化としては、「FTAコールセンター1380」の認知度向上を目的とした広告キャンペーンの実施、広報パンフレットの作成・配布、およびポータルサイトにおける情報提供の強化等が行われた。現在、FTAポータルサイトとしては、既存の「FTA強国Korea」(<http://fta.go.kr>)が2014年3月にリニューアルされ、関税庁の「Yes, FTA」(<http://www.customs.go.kr/portalIndex.html>)と韓国貿易協会の「インターネットFTA 1380」(<http://okfta.kita.net>)も運用されている。これらのサイトでは、FTAに関する一般的な情報とともに、FTA利用に必要な情報—例えば、利用方法や手続きの流れ、韓国および相手国のHSコードと税率、原産地判断基準、原産地証明書発給、関連法令、書類様式、検認対策等—やサービス(例えばビジネスモデル、原産地判断シミュレーション等)が提供されている。

(2) 業種別の支援体制の導入

「FTA活用方案」では、従来のように全産業画一的な支援にくわえて、業種別のニーズに合わせた支援体制が初めて導入された。韓国政府は、5つの業種(①繊維・衣類、②電気・電子、③機械、④石油・化学、⑤自動車部品)に対して専門家会議を設け、それぞれの業種に特化した支援策の開発や意見聴取等に取り組んでいる。専門家会議における議論の結果は、業種別のFTA利用マニュアルの制作・配布、実務家教育の実施、e-Learningプログラムの開発等に活かされている。また、農畜水産食品分野に特化した原産地管理プログラムの開発と配布を通じて農畜水産食品の輸出拡大を支援する計画も盛り込まれた。実際、通商産業資源部は3億ウォンの予算を投入して農畜水産食品専用の原産地管理プログラムを開発²¹、韓国貿易情報通信(KTNET)を通じて「FTA-Agri」(<https://fta.utradehub.or.kr>)というサービスで提供している。

(3) 企業のFTA利用ステータスに応じた支援策

2013年の「FTA総合対策」と同様、2014年の「FTA活用方案」においても企業のFTA利用状況(初歩段階、利用準備段階、実行段階)に応じた支援策が導入・強化された。なかで

も初歩段階企業への支援として、下請け企業のFTA利用負担を緩和することを目的とした原産地確認書の「第三者確認制度」が本格的に導入された。前述のとおり、同制度では、公信力と専門性のある機関(地域FTAセンター)が、国内下請け企業が輸出企業に提供する原産地確認書の内容を検討・確認し、その確認結果書を無料で発給するサービスが行われている。また、全国6カ所の税関においても、同様の支援策として「税関長事前確認制度」が運用されている。

IV. 評価および日本への示唆

韓国政府は2010年以降、主として輸出企業向けのFTA利用促進政策を極めて網羅的かつ迅速に実行してきた。2010年に実施された最初のFTA対策では、FTA利用率を向上させることを至上命題とし、当時の企画財政部が中心となり、実施可能な支援策が網羅的に導入された。つづく2013年のFTA総合対策では、とりわけ中小企業の利用率を向上させることの必要性が認識され、全企業を対象とする支援に加えて、中小企業を対象とする支援、および企業のFTA利用ステータス別の支援も導入された。翌年2014年のFTA活用方案では、従来の支援策を踏襲しながらも、各産業の利用状況を踏まえた産業別支援制度が導入された。厳密な因果関係の検証は行っていないが、こうした政策を導入した後、韓国における企業のFTA利用率は極めて高い水準にまで向上した。また前述のアンケート調査によると、多くの企業がFTA利用にともなう貿易拡大やその他の経済的利益を実感している。

無論、すべての支援策が成功しているわけではない。例えば、人材育成の一環として行われている「FTAビジネス修士課程」は、FTAの利用に際して実際に必要となる技術や知識の習得にむけた実践的な教育するには至っておらず、現地調査においても、その有効性を疑問視する声が少なかつた。また、関税庁公認の専門資格である「原産地管理士」についても、受験資格の拡大や試験回数の増加といった制度変更にも関わらず、受験者および合格者数はさほど増えていないことに加えて、資格取得者に対する評価や認識も高くないのが現状である。その一方で、FTAコールセンター、地域FTAセンター、関税庁等で行われている無料コンサルティングに対する企業の評価は高く、最も成功した支援策の1つであると考えられる。実際、関税庁が2014年度にコンサルティングを提供した中小企業574社のうち、570社(99%)がただちにFTAの利用を開始し、また180社が認定輸出者として認定されるなど、数字のうえでも一定の効

²¹ 産業通商資源部報道資料(2014年2月23日)。

果は現れている²²。

韓国のFTA利用促進政策をめぐる今後の課題としては以下の3点があげられる。第一に、大企業と比べ、零細中小企業や下請け企業による自主的なFTA利活用が依然として不十分であるという問題である。FTAを利用する契機を調査した既存のアンケート結果を見ても、多くの下請け企業は輸出企業の要請によって受動的に対応しているケースが多い²³。引き続き優先的な支援対象とすること、および持続的に政策広報活動を行っていくことが求められる。第二に、韓国の国会でも度々指摘されている点であるが、各政府機関が提供する支援プログラムに各種の重複が存在するという問題がある。今後、無駄のない予算執行および効率的な支援業務の実施を実現するためにも、各行政機関の間で最適な分業体制を再検討することが求められる。最後に、近年、輸出先税関から検認要請が増加しており、原産地の認定をめぐるトラブルが発生するリスクも高まっている。こうしたなか、韓国政府は単にFTA利用企業を量的に拡大させるのみならず、これまで以上に企業が特惠関税制度を正しく、安心してFTAを利用できるような指導・支援を行うことが求められる。

最後に、日本におけるFTA利用推進政策に対する含意について若干の指摘を行いたい。本稿の冒頭で強調したとおり、日本の輸出企業のFTA利用率は約3割であり、韓国と比較しても低い水準に留まっている。いかに多くのFTAを締結しようと、いかに野心的な市場開放を実現しようと、企業が実際にFTAを利用しない限り、そこから生まれる追加的な経済的利益は限定的なものとなる。従来、日本ではFTAの締結に関する政策目標は設定されていたものの、締結されたFTAの利用に関する政策目標は明示的に設定されてこなかった。たとえば「日本再興戦略 改定2014」では、FTA相手国との貿易額の比率を2018年までに70%とすると明記されているものの、締結されたFTAの利用については、「締結された協定の活用を促進し、企業の積極的な海外展開を促す。」との文言は含まれているものの、具体的な数値目標は示されていない²⁴。この政策課題について政府自身がコミットメントを行うためにも、日本における規模別・産業別・相手国別の企業のFTA利用実態を踏まえたうえで、利用率に関する短期的・長期的な数値目標を設定することも有効であろう。

FTAの利用促進を包括的に推進するための政策としては、企業向けFTA関連セミナーの実施、ウェブサイトを通じたFTAの利活用マニュアルの提供、電話やメールを通じた貿易投資関連のアドバイスの提供、原産地証明書発給の簡素化・迅速化に向けた取り組みなどを中心に、既に日本でも各種施策が展開されてきている。他方で、FTAの利用に関する包括的な政策パッケージの立案、企業のFTA利用を促進するための省庁間および中央・地方政府間の連携を強化するための仕組み、企業の規模別・産業別・利用ステータス別の支援を実現するための仕組み、企業の実際の利用状況に関する情報を締結相手国との間で行われる追加的自由化や履行協力推進に関する協議にフィードバックさせるための仕組み、輸出企業が電子的に輸出申告を行う際に利用可能なFTA特惠税率に関する情報が自動的に提供されるような仕組み、輸出相手国税関との不必要なトラブルを回避しながら安心して企業がFTAを利用できるようにするための仕組み、輸出企業が原産地証明書を取得する際に下請け企業が過度な負担に直面しないようにするための支援の仕組みなどについては、日本でも導入に関する検討を開始すべきであろう。

FTAの利用をめぐるっては、専門家の間でも、「FTAの利用に取引コストが生ずるとしても、使うことが割に合わない企業は使わなければ良いだけ。多少使いにくいFTAであっても、国内企業にとって有害になることはない」という議論を耳にすることがある。しかしながら、筆者は依然としてFTAの利用環境を質的に改善し、利用者の数を積極的に増やすべきであると考え。第三国間のFTA締結による競争上の不利益(貿易転換効果)の回避・回復を目指して日本が新たなFTAを締結したとしても、利用時に大きな取引コストがかかる場合、日本企業の価格競争力は依然として回復されないという理由に加え、FTAや貿易自由化の利益を享受する企業の数が増えるということは、それ自体、地域統合や貿易自由化交渉といった通商政策をめぐる潜在的な支持者の拡大につながるという政治経済的な効果も期待されるためである²⁵。

²² 関税庁報道資料 (2015年2月27日)。

²³ 前掲注19。

²⁴ 首相官邸 (2014) 「日本再興戦略改定2014」。

²⁵ Kuno Arata, "Beyond TPP Negotiation: Policy Proposals for Promoting FTA Utilization", *Social Science Japan*, Vol. 52, p.25, March 2015, The Institute of Social Science, University of Tokyo.